○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市小山字堤際三四一番三地内	前	一三三・二六～一六八・六三メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	一三三・二六～一六九・三三メートル	〇・〇一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市小山字堤際三四一番三地内	前	一三三・二六～一六八・六三メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	一三三・二六～一六九・三三メートル	〇・〇一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市小山字堤際三四一番三地内	前	一三一・一二～一七六・四一メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	一二二・六五～一六八・六三メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市小山字堤際三四一番三地内	前	一三三・二六～一三七・〇七メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	一二四・四六～一三七・〇七メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	さいたま市中央区下落合四丁目三九八番二から同市中央区上落合二丁目三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月十日

○関東地方整備局告示第三百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	市原市大和田字東山四九七番一地先から同市大和田字岡三七八番一地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月十日

○関東地方整備局告示第三百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	相模原市緑区小倉字三栗山一九〇七番九七から同市緑区葉山島字沓掛一二三二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相模武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月十日

○関東地方整備局告示第三百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	相模原市緑区葉山島字鬼久保一二一四番一から同市緑区葉山島字堂ノ尾一一四六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相模武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月十日

○関東地方整備局告示第三百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	相模原市緑区小倉字大保戸一二二五番一から同市緑区小倉字大保戸一一二番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相模武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月十日

○近畿地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・二・五号松島本渡線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県和歌山市和田字佃及び字深田、吉原字広田、広原字川越並びに冬野字樋ノ浦、字三ツ又、字所願、字前田及び字中野地内

使用の部分　なし